

### 第37回 名張市都市計画審議会 議事録〔概要〕

(1) 会議名：第37回名張市都市計画審議会

(2) 開催日時：平成22年1月27日(水) 午後2時30分から午後5時00分

(3) 開催場所：名張市役所 1階 大会議室

(4) 出席した者の職氏名

#### 審議会委員

委員長 辰巳 雄哉  
副委員長 望月 明子  
          淵矢 美寿代  
          久 隆浩  
          繁田 雍子  
          細矢 一宏  
          永岡 禎  
          福田 博行  
          小田 俊朗  
          富田 廣  
          幸松 孝太郎  
          佐中 康起  
          松田 肇

#### 事務局ほか

都市整備部 部長 杉永 光价  
建築開発室 室長 谷川 恵一  
都市計画室 室長 朝野 陽助  
都市計画室 担当室長 西森 平太郎  
都市計画室 副室長 我山 博章  
都市計画室 深井 克治  
都市計画室 鈴木 志朗  
伊賀南部環境衛生組合  
業務室 室長 稲森 治夫  
生活環境政策室 室長 藤岡 善光  
環境対策室 担当室長 名和 健治  
三重県 建築開発室 副室長 古川 万  
三重県 建築開発室 主査 太田 寿弘  
三重県 建築開発室 技師 別所 克紀

(5) 議題及び会議の公開又は非公開の別

その他の処理施設(一般廃棄物処理施設(堆肥化施設))の敷地の位置について  
名張市都市マスタープランの改定について(報告)

会議は公開

(6) 傍聴人の数

5名

(7) 発言の内容

別紙のとおり

(8) その他審議会が必要と認める事項

なし

## 第 3 7 回 名張市都市計画審議会 議事録 (概要)

平成 2 2 年 1 月 2 7 日 (水)

午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分

名張市役所 大会議室

### 議長

それでは名張市都市計画審議会条例第 5 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては格段のご協力をお願い申し上げます。

それではこれより審議に入ります。本日ご審議いただきます議案は、議案第 1 号その他の処理施設 (一般廃棄物処理施設 (堆肥化施設)) の敷地の位置についてでございます。

発言に際しましては、挙手の上ご発言をお願いいたします。それでは議案第 1 号について事務局に説明を求めます。

### 事務局

それでは議案第 1 号について、ご説明申し上げます。

ご審議いただきますのは、建築基準法第 5 1 条のただし書きの規定に基づき、特定行政庁である三重県知事から付議がございました、「その他の処理施設 (一般廃棄物処理施設 (堆肥化施設)) の敷地の位置について」でございます。

今回許可を受けようとする処理施設は、平成 2 1 年 3 月 3 日に産業廃棄物処分業の許可を取得し、現在、産業廃棄物の処理施設として稼働しています。

今までの経緯も含めまして関係機関等との協議について説明いたします。当該敷地は、産業廃棄物の処理施設の用地として平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日都市計画法第 2 9 条の開発許可を受け、平成 2 0 年 9 月 8 日に検査済み証を受けていますが、一般廃棄物処理施設として都市計画法第 4 2 条第 1 項のただし書きの規程により、予定建築物等以外の建築許可申請書を三重県伊賀建設事務所へ提出し、平成 2 1 年 1 2 月 8 日に許可されています。

また、一般廃棄物処理施設の設置許可申請を三重県伊賀農林商工環境事務所へ提出し、平成 2 2 年 1 月 8 日に許可されています。

更に、平成 2 1 年 3 月 3 日には産業廃棄物処分業の許可を受けていますが、一般廃棄物処分業の許可は、名張市生活環境部と打合せが行われており、建築基準法と廃棄物処理法の許可申請書が提出された時点におきまして、一般廃棄物処分業の申請が行われる予定です。

尚、消防法については、名張市消防本部と協議を行い、支障がない旨の回答を得ています。地区の合意形成については、平成 2 1 年 9 月 3 日に上比奈知地区より産業廃棄物の処理に加え一般廃棄物を処理することについて同意を得ています。後は、建築基準法第 5 1 条のただし書き許可 敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合が必要となります。

今回許可を受けようとする処理施設は、平成 2 1 年 3 月 3 日に産業廃棄物処分業の許可を取得し、現在、産業廃棄物の処理施設として稼働しています。処理している産業廃棄物は名張市中央浄化センターの下水汚泥、食料品製造業の動植物性残渣等となります。

尚、現在処分しているのは産業廃棄物ですが、この堆肥化施設は廃棄物処理法上の産業廃棄物処理施設に該当しないため処理能力にかかわらず、建築基準法第 5 1 条第 1 項ただし書き許可は不要となっています。

今回この処理施設で、屎尿処理場で脱水された汚泥や一般家庭の生ごみ等の一般廃棄物の追加処理を計画していますが、処理工程等、産業廃棄物の処理施設として稼働している現在と同じであり、施設の管理上の変更も無く、また施設の増改築もありません。

しかし、今回追加処理を計画している一般廃棄物の1日当たりの処理能力が5トン以上あり、廃棄物処理法上の一般廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第51条第1項ただし書きの規定に基づく許可対象となることから、特定行政庁 三重県知事より名張市都市計画審議会へ付議がございました。

改めて簡単に建築基準法第51条と都市計画審議会の位置付けを説明させていただきます。建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、汚物処理場やごみ焼却場を新築・増築する場合は、原則としては都市計画においてその敷地の位置が決定していなければならないとなっています。

しかしながら、民間施行の施設については一般的に建築基準法第51条ただし書きの規定により名張市都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁 三重県知事が許可をすることになります。

許可の流れは、申請者が市に申請書を提出し、市が意見書を付けて三重県に送付します。三重県では書類審査、現地確認等により、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと判断した場合に都市計画審議会に付議します。

施設概要でございますが、この施設は、近畿環境サービス 株式会社から申請されたもので、場所は、名張市上比奈知字松尾2637-1ほか22筆でございます。敷地面積34,962.1㎡の土地において、一般廃棄物である生ごみ、浄化槽汚泥等の堆肥化を行う施設です。

それでは、申請地の場所を説明します。今回の申請地は、比奈知ダム堰堤の南東側に位置しております。また、土地利用につきましては、名張都市計画区域のうち、用途地域は無指定地域のため、都市計画法上の規制は特にございません。

申請地は、比奈知ダム堰堤から市道桑谷松尾線を経て名張市公共残土捨て場の北側に位置しており、周囲を山林に囲まれています。当該敷地境界線から500m以内には居住者及び建築物は存在せず、周辺の主な施設は比奈知ダム管理事務所が当該敷地より700m、上比奈知地区の民家まで約1,000m離れています。当該施設と室生赤目青山国定公園までの距離は最も近い所で約3.5km離れています。

続きまして、敷地周辺と搬入・搬出経路について説明します。搬入車両は4t から10t コンテナ車で1日最大15台が予定されており、経路は名張市内各地域の生ごみの集積場より国道368号を經由して比奈知ダム堰堤から市道桑谷松尾線を経て搬入されます。

搬出については、4t コンテナ車により月1回程度、中部・関西地区の同じ発酵方式の処理施設へ種菌として、又は普通肥料として搬出される予定です。

敷地に乗り入れする前面道路 市道桑谷松尾線につきましては、奥地にて行き止まりとなっているため、歩行者及び一般交通もほとんどない状況となっています。

続きまして、施設と処理工程について説明します。申請区域の敷地面積は34,962.1㎡で建物は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建てで第1次発酵棟、第2次発酵棟、製品棟及び木造2階建ての管理事務所棟、の4棟にて構成され延べ面積は5,401.97㎡あります。発酵棟の内部は荷下ろしスペース、混合スペース、発酵スペースに分かれています。ほか製品棟と事務所があります。

場内の雨水につきましては、すべて調整池に流入後、既存の排水路へ放流し、花瀬川を經由し名張川に流れます。

また、合併浄化槽は管理棟の生活雑排水の処理をしています。工場からの排水は出ることはありません。合併浄化槽の点検は適時行われています。

Y M菌について、簡単にご説明いたします。Y M菌は発酵菌であり酒造の麹菌等と同種

のもので、鹿児島市の下水道汚泥の堆肥化に使用されており、20年以上の実績があり安全性が確認されている超高温で発酵する好気性菌であります。

名張市中央浄化センターから搬送する汚泥については、排水処理基準以下に処理された汚泥が搬入されます。

処理工程としましては、発酵棟の荷下ろしスペースにY M菌 含水率30%前後を敷き、その上に搬入原料である生ごみ、汚泥 含水率80%から98%前後を下ろし、Y M菌とすばやく混合し50%前後の含水率にすることにより排水を発生させず、またY M菌は臭気低減の効果もあるため、Y M菌とすばやく混合することにより臭気低減を図ります。その混合廃棄物を初期発酵槽へ移し、発酵させますが初期発酵槽をシートで遮断し、初期発酵時に発生する臭気 アンモニアを集め脱臭槽へ送り込み脱臭を行います。

その後満遍なく発酵させるために約7日間隔で切返し、攪拌をかねて別の発酵槽に移す工程を繰り返し約45日から50日を掛けて含水率30%前後の完熟堆肥をつくり出します。発酵温度は100前後まで上がり雑種子及び病原菌は死滅しますので、搬入原料である生ごみは重量比で0.2%から0.5%、汚泥は5%から7%まで減少します。

平成21年4月から12月末現在で処分量は1,330トンです。堆肥として完成した量は約8%の100トンですが、すべて種菌として使用しています。完成した堆肥は袋に詰め種菌として、またふるいに掛けて20キロ袋に詰め普通肥料として搬出される予定です。

堆肥の受け入れ先は全国に展開している同様の施設へ種菌として、また肥料として販売する予定ですが、本方式の堆肥化は搬入原料の減量化が図られるため、2から3年間は当該施設において種菌として使用することとしています。

作業は原則として月曜日から土曜日までの週6日間行い、搬入・搬出の時間は午前9時から午後5時までとしています。操業体制は、作業員5名と事務員1名の計6名で行っており、現在の体制と変更はありません。

また、発酵過程で100前後に発熱しますが、水分が多く火災が発生することはありません。尚、安全を考慮し監視体制は発酵棟内・出入り口及び管理事務所にセキュリティを設けており、また1名宿泊し管理する体制も継続する予定です。

現在、産業廃棄物の処理施設として稼働している操業時の騒音測定の結果は敷地境界線で最高54.9dBであり三重県生活環境の保全に関する条例の規制基準値60dBを下回っています。また、振動測定においても敷地境界線で最高55.5dBであり規制基準値65dBを下回っています。

尚、一般廃棄物の追加処理を行うために搬入量が増加し、作業重機の稼働が増えても、環境部局において規制基準値内との判断をしており、支障はありません。

悪臭については、悪臭防止法の規程に基づく規制地域の指定及び規制基準の規制地域対象外となっているものの、産業廃棄物及び追加処理を計画している一般廃棄物については、悪臭防止法第4条第1項及び第2項の規定に基づく事業場における事業活動から発生する22種類の特定悪臭物質の測定に係る実証実験を行い、環境部局の伊賀農林商工環境事務所へその結果を報告しており適正であると判断されています。

尚、一般廃棄物の追加処理を行うために搬入量は増加しても、Y M菌との適切な混合により臭気低減が図れることや脱臭槽を適切に維持管理していくことにより周辺へ悪臭の影響は出ないと考えられます。説明は以上でございます。

議長

議案第1号の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

## 委員

まず位置を決めるのについてお聞きしたいのは、近畿環境サービス株式会社と名張市役所の方で、どんな契約を結んでいるのか。内容をお聞きしたい。

内容は、期間、検査処理の提出についてですが、先ほど工場を見させていただいて色々聞いたのですが、例えばパッカー車の漏れが数年後に起こった場合の処置、悪臭に関しては無いというものの四季に応じてどれぐらいの臭いが発生するかわかりませんからその時にどうなのか、環境に関しての話、騒音・振動等の定期的にどんな提出を求めるのか。

それから、住民の合意の問題です。

これは1キロ以内という形で、上比奈知地区と地元の協議によって妥当性ができていますけども、果たしてどの委員会からこの同意を得ているのか。まちづくり委員会なのか自治会なのか、具体的なところが見えてないので、事業者の方から、どうなっているのか。悪臭は1キロとは言え、やはり2キロ3キロと出てきます。その時に下比奈知地区とか他にも影響してくるので、比奈知地区としての合意をきちっとしていかなければ、後々問題が出てくるといいう事になりますので、そのような事も含めてお願いしたいということと、排水の問題は、大丈夫とはいえ、先ほど意見させてもらいましたが、そこから花瀬川のほうに水が流れるようになっていきますので、花瀬川の方も大丈夫だという検査もしていないといけない。

環境にまつわるものは、市として、きちっと契約をしてやっているかどうか、そういう事も含めてお聞きしたい。

それから、この会社が倒産することもありますから、市と住民にとってもリスク負担になるので、どういう契約をしているのかをお聞きしたい。

## 事務局

先ほどの近畿環境サービスさんとの契約の問題ですが、今現在は三重県の一般廃棄物の施設設置許可が出た段階ですので契約としてはまだ何も行っておりません。

今後この位置指定、名張市と委託契約を行って、例えばごみの処理でございましたらモデル事業的な形でテストを繰り返させていただき、また収集方法につきましても悪臭、道路を汚さないような形、そして施設内におきましても周辺に悪臭等が出ないような形で進めたいと思います。契約自体はまだ交わっておりませんので、今後十分気をつけて契約を進めたいと考えています。

## 委員

何年ぐらいを予定して、契約しようとしているのか。

## 事務局

スケジュールといたしましては、平成22年度が「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」の初年度となります。

3年計画の実践計画を今進めているところでございますので、1年目は生ゴミを減らしていこうという施策の中で、まずはどのような出し方・処理方法・収集の実証実験を行い、その中で行って参りたいと思いますので、いつから委託、処理という時期は明確には決まっています。3年間の期間中に進めたいと考えております。

## 委員

住民に係わってくる問題なのに、何も決めていない状況で位置が決まっているのは心配。

## 事務局

その点につきましては、現在の産業廃棄物処理施設の処理が汚泥・動食物性残渣という

形でほとんど生ゴミと同じような部分です。それは工場等での製造過程で出てくるものでございますので、基本的なものとしましては、住民の皆さんが残したものの、工場に残ったもので、同じような性状のものが処理されます。「産業廃棄物」と聞くと不安なものがございますが。

一般廃棄物におきましても市町村の責任で処理していかなくてはならない部分におきまして、重大な責任はございますが、そのうちの環境の部分、そして適正な処理をしていく部分については実験を重ねながら、平成22年度の実験という事は進めさせていただき、その後実施というのを慎重に進めて参りたいとこのように考えています。

委員

実験とおっしゃいましたが、4月から生ゴミはスタートするわけだから企業と契約を結ばずに進めて、後で困った問題が出たときに審議で決めなかったのかと言われるので、確実な何らかの形ですと言っていたら、納得した上で決めていける。

今の話では、上比奈知地区でどういう形で同意したのかわからない。

議長

住民の方の合意というのはどんな形で。

事務局

住民の合意は、平成18年上比奈知地区役員に上比奈知集会所において説明会を開催しています。

委員

まちづくり委員会とか自治会等関係なく、一般住民ですね。

事務局

はいそうです。上比奈知地区役員の方にまず説明、同年10月住民の方々に上比奈知集会所にて説明会をして、ここでは参加者50名。それから同年11月には同住民の方々に同種の堆肥化工場の見学会を開催しています。ここでは約20名の方が参加されました。

平成21年4月から、産業廃棄物処理施設の本格稼働をして、平成21年7月に稼働状況見学会を開催して理解をいただいております。

議長

合意書は交わされているのか。

事務局

法律的にはそこまで必要ないといわれているが、上比奈知地区からの同意書は交わしていると聞いております。

委員

上比奈知地区は、数年前にこういった問題で闘争している実績がある。今回また同じ地域なので、合意書もなく非常に心配である。

事務局

産業廃棄物の処理施設と、今ご審議いただいております一般廃棄物処理施設としての同意を得ていると、確認をしています。

## 委員

私の提案も含めて他の方の意見も聞いて、やっていきたいと思います。

## 委員

廃棄物の持ち込みの際に、有害な菌も一緒に入ってくると思う。例えばアンモニアが好きな悪い菌が発生する可能性もあると思うが、そういう点についての対策は取られていないような気がした。一旦入れたものを持ち出す際に、車輛の洗浄装置も見かけなかったので心配である。

## 事務局

やはり、収集車も清潔に保たなくてはいけない。今の施設は汚泥中心です。実際本格実施させていただく時には不衛生にならないように、洗車的なもの等の衛生管理を協議していきたいと思っております。

先ほど、テストを22年度にするということですが、年末年始にかけまして各地域でのアクションプログラムの素案という形で説明会をさせていただきました。今、庁内協議で素案に対する各地あるいはパブリックコメントでの意見をお受けしております。そういった中で反映出来るものはさせていただいて修正作業を行いまして、アクションプログラム案という形で議会等でもご審議いただいた結果になりますので、何も決まっていないという感じを受けていただいていると思っておりますが、あくまで素案から案づくり、その後議会等の承認等をいただいてモデル事業を進めさせていただき、本格実施。

同意といえますかご協議いただきまして、皆様のご理解をいただきながら進めたいと考えておりますので、今、先走って契約という事はございませんので、具体の部分の衛生処理についても白紙の状態ですけれども、皆様方に遠い部分での環境に対する部分から、燃やすよりは生ごみの資源化という形の方法ではご理解いただいておりますが、それに際しての色々な問題点、それを改めて課題として進めて参りたいと思います。

## 委員

質問ですが、産業廃棄物処理の許可を得て今稼働しているが、今回は一般処理施設で許可申請という事は、始まるかどうかわからないが、家庭の生ゴミを分別収集して堆肥化するということを踏まえた一般処理施設への許可なのか。

最大処理能力は1日45トンという施設があるわけです。そうしますと名張市の生ゴミだけでそんなに増えるのか。増えなければ、近畿環境サービス株式会社は手広く仕事をしてらっしゃるので、他の地域の一般廃棄物・汚泥が集まる可能性が増えてくるという事なので、45トンまでの許可はいらぬのではないかと。

最大45トンまで稼働すると、臭いがどのくらいになるのか想像がつかない。悪臭については規定値をクリアしているという事だが、最大45トンの時の想定はしているのか。

## 事務局

現在15トン位、産業廃棄物としては50トン。今、産業廃棄物等でも下水道汚泥中心であるという説明もしていただいたと思っております。

今後、一般廃棄物については市町村の裁量によって決定することが出来ますので、例えば行政回収による生ゴミは年間2千トン位、1日にすると45トンは必要ないかもしれませんが、今後将来的において事業所から出たゴミを分別していただいて入れていくという方法もあるかと思っております。しかしながら無制限にしてしまうと、一般廃棄物を市外から持ち込みという時に、大量になってしまいますので、まずは名張市で制限をかけられるもの、例えば、名張市からの事業系を一部取ってもいいとか、どんなものならいいとか家庭で出た生ゴミだけに制限する等は、市町村の裁量で出来ますので、環境面、そして処理出来る

容量というのを考えながら進めたいと思います。

また、産業廃棄物といいますのは、全国区なので市外からでも持ってくる可能性がありますので、そこは逆に産業廃棄物という側面からいうと、名張市の方で制限が出来ませんので、一般廃棄物については制限が出来ますので、市内限定であり行政収集したものに限り等の制限をしながら、適正な処理の様子を見ていきたいと考えております。

委員

そうしましたら、45トンの最大能力を稼働するための制限というのは、どうなのですか。

事務局

最大45トンまで出来るということです。産業廃棄物の換算であれば50トンですけども、それを一般廃棄物の換算にした場合は最大45トン。合わせて95トンではなく、いずれにしても上限50トン。

今日もご覧いただいたとおり、一つの棟はほとんど空になっていたと思います。種菌というものも確保しないとすぐには出来ないのです。

委員

最大45トンで、悪臭や振動を考えて問題ないという判断ですか。

事務局

徐々に増えてくると思いますので、周辺から苦情が出るということがあれば、また策を講じていながら、進めて参りたいと思います。

委員

今、入り口論で議論されていると思いますが、こういう環境影響評価をした場合に影響がありますという評価が出ることはほとんどないわけです。大丈夫だということで審議会にあがってくるわけですが、しかしながら、それがきちんと保たれているかという事のモニタリングをきちっとしていく。そして、問題が起こったときに、良い対処ができるということの方が重要なこととおもっておりますが。そのモニタリングをどういう形で継続的にされていくのかということをご説明いただいた方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

22年度に生ゴミを収集してみる、パッカー車でやってみる、あるいはトラック的なものに入れてやってみるという、色んな方法、そして地域にも農村部や住宅地なり集合住宅がありますので、そういうことで実施可能かというのを合わせてやりながら、そして方向としましても、生分解性プラスチックの袋ごと分解していくことの方が、分別コスト等総合的に考えて色んなことをやりながら、進めたいと思います。ただ、実施時期につきましては、先ほど申し上げたような形で素案から案という形で、その方法、場所的なもの、そして異物がどんなものが混入されるとか、あるいは新聞で巻いたまま出している等も含めてテストですが、実施につきましてはまだ、22年度の予算の承認をいただいてからになりますので、具体の時期につきましては、今後事務局的には案は進めていくところがございますが、公には出ささせていただく段階ではないと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

委員

議論が錯綜していると思うのですが、ここは都市計画審議会ですから、都市計画上の位

置の部分という立場で話をしないといけないと思う。

ですので、私がモニタリングとお聞きしたのは、堆肥化のことではなくて、周辺に対する影響が出てくることの、モニタリングをどういう形でしていくのか、その結果、問題が起こったときにすぐに対処していく事が必要だと思うのだが、それがきちんと確保されていけば良いと思う。

話しが環境の問題にいたり都市計画の問題になったりしているので、そこを整理したほうが良い。

#### 事務局

周辺、離れているが意見を聴取させていただく、あるいはパッカー車が通った時にカーブで水分が外へ出ないように等、併せてやっていきたいと考えております。

#### 委員

先ほど、委員からの質問のなかで、地域住民と住民説明会をして見学会もしている、騒音、振動、環境面で数値がクリアしているという事だが、文書的な合意書を交わしたほうが良い。

#### 事務局

産業廃棄物処理施設の時にも、一般廃棄物処理施設設置においても、上比奈知区長さんの名で、地域の合意、同意をしますという文書でいただいております。

#### 委員

名張市では行政のほうから窓口としてはまちづくり委員会を14地域にして色々やってきているわけだが、今回のこれもなぜそちらの方を通してきちっと上比奈知地区だけではなしに、下比奈知地区を含めた比奈知地区のまちづくり委員会代表者に説明して納得してもらってやっていくという形が、これから私たち審議会が一番納得性がある。ぜひ、その事をお約束していただいて、やっていただかないと、上比奈知地区だけでは後の跳ね返りが強いと思う。

#### 事務局

先ほど申し上げました、直接の影響が考えられるだろう上比奈知地区から産業廃棄物の新設の時も行っている。そしてまた、今進めようとしている一般廃棄物の汚泥の処理施設についても行っている。

先ほど言われましたように、比奈知地区。産業廃棄物の運用の時には、4月からこういう稼働はしているのですが、滝之原地区含めて稼働見学会もやっていっております。一般廃棄物処理を今後使うかどうかわかりませんが、その事についても指導していきたい。今一番基礎的なコミュニティで、ということで私も理解しておりますし、それでいいのではないかと思います。

#### 委員

産業廃棄物の処理施設ということで平成21年4月から動いているが、今まで、上比奈知地区から苦情がないということの説明をおけば簡単なこと。産業廃棄物の時の方が大変で、地域のところへ行って、これから一般廃棄物で、1年経つが地域から苦情がないということの説明を加えれば委員も判断がしやすいのではないかと。先ほど言われたように滝之原地区・長瀬地区の区長さんも工場見学に来ておられるということを知っておりますので、そのへんは心配がないと思っています。

が、やはり、最大量になった時に、問題が出ないように名張市の方で調査して十分に把

握できるようにしていただきたい。

施設見学をしたのだけれど、カメラが付いていまして、どこの部分からも見える。一般の家のパソコンからも見られるようになっていましたので、公開されていることを市でもしっかりアピールして住民に説明していただきたい。

位置については産業廃棄物の位置として認めているわけですから、一般廃棄物処理施設で駄目とは、言えないわけです。逆にこういった一般廃棄物の追加処理でこういった審議会を開くというのも、県から来ているが、不思議だと思っている。

#### 事務局

委員からもご意見いただきましたが、先ほど説明会、見学会のなかで事業者にもそういう意見等問い合わせがございましたし、私ども市のほうにも関係住民から来ていただいているようなこともございます。順調に稼働しているのだらうと思います。そういう想いにつきましても、引き続き周知を図っていくということも必要でありましょうし、モニタリング等また、周知徹底といったところも指導させていただきたいと思っております。

#### 委員

見学に行って感じたことですが、搬出搬入路の件ですが、368号を通過して、比奈知ダムの堰堤を通過して工場へ入る。そういう中で実際、今日は土日ではないので、道路が込む時間帯ではなかったが、交通量がかなりあると感じた。そして堰堤を通過するという事に関して、今の時期はあまりないかと思えますけれども、ダムということで、本当に観光目的とか色々な意味合いで、ダムに来られる地域外の方もいるのではないかと。大型のバス等で来られる方もいるのではないかと。そういう面で、今現在は少ない車での搬送ですが、これから多くなっていく、それも先ほどお聞きしたら、4トンコンテナだけではなくて、10トンという大型の車の使用もされるということでしたので、このへんのところですが、やはり交通量と景勝地であるということ、それからやはり堰堤を通過するという事は水資源機構との関連。そのへんがどうなっているのかお聞きしたいと思っております。

#### 事務局

比奈知ダムの堰堤につきましては、水資源機構木津川ダム総合管理所が管理していて、近畿環境サービス株式会社と水資源機構木津川ダム総合管理所長とのあいだで、比奈知ダムの堰堤のこと、管理用道路の通行に関する協定というのを既に交わしておりまして、運搬車輛の通行については、承認を得ているという状態でございます。観光も含めまして、この地区では、基本的に平日の動きをしておりますので特に支障はないと考えております。

#### 委員

支障がないとおっしゃるのは、水資源機構との話し合いのなかで通る事に関しては支障がないということですね。それもですが、私が言いますのは、やはり、色々な車が沢山くると、そこで交通事故とか、そういう物を乗せた車が行き来をすることによって、他の人との交通障害とか色々な事が起こり得ないかと、それも一つ気になってはいますがいかがでしょうか。

#### 事務局

ありがとうございます。今、ご意見いただいたのは当然のことだと思います。今、産業廃棄物で稼働はしていますが、ダムの関係者と協議をしながら通っているということでございますが、まだそれまでに、市の公共事業で発生する残土の処分をあの堤体を通して前の用地に残土の処分をしているということなんです。どちらにしましても、私たちも公共で通行しておりますので、特に一般の観光者を中心としたお客さんに迷惑をかけないように

に双方で連携調査しながら円滑に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員

わかりました。ありがとうございました。

委員

私も産業廃棄物処理施設でかからないで、一般廃棄物処理施設でかかるのは、中身が一緒なのに、おかしいなと疑問であった。

一般廃棄物処理施設でかかってきたので、調べてみたが、あそこの地域はゴミの焼却場や斎場のことで話題になった地域であるが、その前に、水資源から払い下げていただいた土地については、どのようにしようかとアンケートを取られた。その結果が反映されて、あとで論議しますマスタープラン、理想郷プランのなかで謳っています。「青蓮寺湖・比奈知湖周辺を水と緑の交流ゾーンと位置付け総合的なレクリエーション機能としてその活用を図ります。」とこうなっています。交流ゾーンはどこまでかかるのかということですね。あの土地がどういう土地なのか調べたら、市有地が若干ある。市有地が入っているということは、水資源から引き受けたということです。それから市道に掛かっている法面が入っているということらしいです。市がこれからマスタープランをやりたいなというなかであの施設がふさわしいのかどうか。あの環境とか、騒音等ありますよ。どういうふうに考えているのか。

それと、もっと量が増えてくるとどうなるのか、今日行ったなかでは確かに臭いはしなかったが。

私は疑問なのが、今日の議題のなかにも振動はしないと保証をするような文章がある。レクリエーション施設を造ったとしたら、当然道路の際まで何か建物ができるとかいうふうな状況が起こると思うのです。そういうことも想定されていると思う。そのへんの関係で、今日の議題と同じようにマスタープランで出てくるのですけれど、それと同じように関係して位置指定していかないといけないと思うのだが、それをどの様に考えておられるのかお聞きしたい。

事務局

先ほどのご質問につきまして、比奈知ダムの上捨て場の土地利用についても確かにおっしゃられますように、市民提言をいただいたという時期もございました。

それと、総合計画の後期基本計画の記述にあると思いますが、レクリエーション機能としてのその活用を図るといような文言があってそういったものとの整合が図れているのかというお尋ねかと思いますが、これにつきましては、総合計画の基本構想において掲げてあります、将来都市構造において水と緑の交流ゾーンとリーディングプランというものがあまして、これは水と緑のガーデンプランという考え方を受けたものでして、個別具体の区域や場所に関するものではなくて、水辺交流空間として名張川と共に、代表的な青蓮寺湖それから比奈知湖周辺等とした考え方をゾーンとして表現しているものでございます。ここでは交流や憩いの場としての整備だけではなくして、水質の改善とか、また適切な森林管理の仕組みづくり等、市民と共に進めること等、水と緑に関しまして、多岐にわたる取組みが掲げられております。こうした総合計画の基本構想に基づきまして、先ほどお話しもありました都市マスタープラン、土地利用マスタープランがありますが、名張市の土地利用マスタープランにおけます森林環境区域の考え方でございますが、そういった森林環境区域と位置付けておりますが、その考え方でございますが、その概要としましては良好な自然環境保全、または林業の振興また自然資源を活用した観光レクリエーション機能の向上を掲げております。このように、都市的な土地利用を誘導すべき区域として

とらまえるというのではなくて、自然環境を活かした自然と人の交流の場としてとらまえているという事でございます。そういったことで、自然環境を保全する役割を担っているということからも自然と人との交流、共生の場として、先ほど申し上げました森林環境区域としての考え方と齟齬はないというふうに考えております。

#### 委員

事務局の方から説明があったのですが、うまくお伝えできなかったのかと思っております。今日はスライド資料の3ページのところで、建築基準法第51条の話がありまして、ここを説明していただいたのですが、ここが非常に重要なところなのですね。通常、都市計画に決定をすることが必要なのは、公的施設、つまり道路とか公園とかを造る場合は、まず位置を都市計画決定してそれから着工工事に入るわけですね。同じように公的な施設であれば、まずは都市計画決定してから着工に入らなければいけないわけです。しかし、民間の施設、例えば私たちの家を建てる時、都市計画決定をして場所がお宅の家がここですよとやってやらないわけですね。ですので、産業廃棄物処理場は民間の施設ですから都市計画決定の手続きは要らずに、新築改築するときに申請をしてその申請を建築基準法で認めていくという事になるわけですね。ところが今回一般廃棄物処理場ということですから、公的な施設になるわけです。公的な施設の場合は手続き上は第51条でまず位置を決定してから、建築工事に入らないといけないのですが、今回の場合はこの手続きを踏んでいないので、追認といえば語弊がありますが、そういう形でまず都市計画審議会に諮らせていただいて、建築許可申請地の三重県庁が許可を出していくという手続きになるわけです。それを産業廃棄物処理場と一般廃棄物処理場の違いとして、ご説明をいただいたわけです。さらに、都市計画法に基づいて許可を出したり制限をかけたりしないといけないので、たとえ理想郷プランで、このゾーンに位置付いていますと言ったとしても、そこに関して都市計画法上の制限できちっとルールとして「こういう施設を造っては駄目です」ということが書かれていない限りは、今の都市計画法上認めざるを得ない施設においては、認めざるを得ないわけです。ですから、それがまずいのであれば、地区計画とか他の都市計画法上のルールを作って制限をかけていかないといけない。しかしながら、話しがややこしいのは、公的施設の場合は都市計画決定をしますから、その時に先ほどご指摘があった、市の方針とこの公的施設のこの位置が整合性取れているのかどうかという事を問い詰めるというのは有効なのですが、今回の場合はもう産業廃棄物処理場として出来上がっている施設を追認せざるを得ない。

というようになりますので、なかなかそのあたりが、整理をしていかないと話しが先に進まない、というようなことでございます。

これは、単に手続き上の問題を整理させていただいただけの話でございますので、後はまた議論していただいたらと思うのですが。

#### 議長

今の説明が一番わかりやすいと思うのですが。

#### 委員

産業廃棄物処理施設については聞いていない。一般廃棄物処理施設として市が許可を取るといふなら、マスタープランの計画との整合性はどうするのと聞いている。

#### 委員

市は一般ゴミを処理したいために、一般廃棄物処理施設として追認したいということなのですか。

## 事務局

委員さんのそういった総合計画なり都市マスタープランとの整合が取れているかということのご質問に対して、短的に申し上げますと、土地利用上はそういった齟齬がないということになりますけれど、ただ、先ほど申し上げた後期基本計画のそういった内容とかそういったこともご紹介をさせていただきながらご理解いただければということで長々のご説明させていただいた回答になってしまったわけですが、そういったことをご理解いただきたいと思いますと思うのですけれど。

## 事務局

ごみゼロの立場で申し上げますと、ごみを減らしたい。そして、クリーンセンターの横に生ごみの堆肥化施設を新たに建設すると、莫大な費用が新たに創出になります。ごみの基本計画あるいはアクションプログラム等で、民間でそういう施設があれば、利活用させていただくことによってクリーンセンターでの焼却するごみを減らし、そして、直営でするよりも民間の活力のなかで低いコストで処理出来たらなというのは一つ。

たまたま民間の形で一つの計画と産業廃棄物の処理施設という形で稼働していただきましたけども、こういう事も出来るという提案のなかで、それは名張市のごみの計画とも一致したということであります。

普通でしたら産業廃棄物の一般的な施設であれば、51条の新たに新築する場合は必要になってくるわけなのですが、ただ堆肥化施設というのは51条の必要としない産業廃棄物処理施設でございましたので、それが焼却施設とか、そういったもので、違う工程で処理するものであればこの51条の位置指定が必要だったが、ところがこの堆肥化施設については必要なかったというところがございます。そして、一般廃棄物の堆肥化施設となれば5トン以上の施設についてはこの審議会が必要であるということがございます。

## 議長

只今の説明でごみゼロリサイクル室の立場と都市計画室の立場とでは少し違いますね。

## 事務局

ご理解いただきたいと思いますのは、先ほどおっしゃられましたように、市が今後、生ごみの分別なりリサイクルの関係の計画を進めています。それがあからこの施設をお願いしているというのではないのです。

今現在、産業廃棄物として稼働している施設、一般廃棄物の同じような施設をやっている。ただ工程も扱うものも何も変わらずに、ということありますから、産業廃棄物でやっているその場所に、一般廃棄物で同じ処理をすると、その位置として適当か適当でないかの審議をお願いしているわけです。

私どもとしては、この場所が適当であろうと、こういう提案なりご審議をいただきたいと、こういうわけですのでご理解をいただきたと思います。

## 委員

確認なのですが、申請者は近畿環境サービス株式会社ですか。

## 事務局

そうです。

## 委員

そういう事ありますから、市が申請しているわけではないですね。業者が申請をして、

県から堆肥化施設ということで、この審議会を開いているという事です。ごみゼロ推進の方から説明があって余計ややこしくなったのですが、市の進める行政の目的とこの審議会は当然リンクするのですが、リンクしすぎて議論がそれてしまったと思う。

私の思いを言わせてもらおうと、ここで、例えば不許可になったところで、この産業廃棄物処理施設はずっと存続するわけです。日量50トンと聞いておりますので、一般廃棄物45トン認めたから95トンになるわけではないのです。将来的には産業廃棄物処理施設だけで50トンになるということです。そこに一般廃棄物を入れたところで50トンです。車の通行台数も1日15台を上限とするということで、この許可を出したからということで増えることはまずないということを考えて審議をいただきたいというふうに思っています。

それから、市の施策からいいますと、一般廃棄物は他の市へ持って行くことが、なかなか厳しい。市が施策を進めるうえで安価で効率的に、一般廃棄物を処理するという事は、この財政非常に厳しい時代に大変重要なことであろうというふうに思いますので、私はこの施設には、期待をさせていただいております。

私は鹿児島へ行きまして、この施設で下水道の汚泥を処理するところを見てきました。20何年やっているということで、規模的にはこの施設の何倍もあったように思います。そして、設備的にはとても古い施設ですから、今の施設に劣っていたと思います。そんななかで、行政や働いている所長さん等と議論をさせていただくなかで、市民からの苦情も初期の頃は反対運動もあったのですが、ほとんど無事故で年間やっている。当時はまだ海洋投棄が許可されておりましたが、その時の半分位の値段で鹿児島市は処理をされている。そういうなかで、海洋投棄が禁止された以上、今、汚泥処理は倍以上か3倍の処理費用をかけて全部焼却をします。当然CO<sub>2</sub>も大量に出します。

鹿児島市のこれはほとんどCO<sub>2</sub>を出さないということで、そういう意味でもこの施設には期待をしております。

ただ生き物ですから、Y M菌がどんな悪さをするかわからないということが懸念にあったのですが、それも20年以上鹿児島でやっているなかで環境影響がほとんどゼロということです。

最初に行った原因は、海洋投棄が禁止になったら財政負担が大きいということで、パソコンで調べていたら、この菌につきあたって、私は視察に行ったという経緯があります。

そういう意味で私はこの施設には多大な期待をもっておりますが、行政にはきちっとこれから処理が増えてくれば、どんなことが発生するかわかりませんので、監視できる体制、いつでも立ち入りできる体制、それから住民の皆さんがいつでも入れる体制を構築していただきたいし、できましたら、監視カメラを、行政のほうでも、パスワードさえあれば見られるという事ですので見ていただきたい。

これだけ要望をさせていただきますのと、期待とともに意見を申し上げたいと思います。以上です。

## 委員

先ほど事務局の答弁では、今回は産業廃棄物処理施設が既に出来ている、そこに一般廃棄物処理をするだけだというお話だったのが、この文章の中には、きちんと2ページの中程に「追加処理を計画している具体的な一般廃棄物は名張市内の一般家庭等から発生する生ごみ」と書いてあるから聞いているのです。そういう市のシステムがあるだろう。関係ないことはない。

「生ごみの分別なりリサイクルの関係があるからこの施設をお願いしているというのではない」と答弁しているが、想定しているならきちんと正確に答えていただきたい。

## 事務局

市のごみ施策とリンクしているから、こういう施設ということではない、ということをご理解いただきたいと私は申し上げたのです。ただ将来的にこの民間施設を市も利用させていただくということは、十分考えられると、こういうことでございます。

## 委員

そうすればこの2ページの「追加処理を計画している具体的な一般廃棄物は」と書いてあります。名張市内のごみを搬入処分する計画であると、具体的に伊賀南部環境衛生組合、そういう具体性をもって書かれていますから、当然名張市の施策と関係があってやられている事。もしそうではないというのならこの文章をはずして下さい。そうすれば、その立場で論議します。

## 事務局

私の言葉が極端であったのかもわかりませんが、そういうごみのリサイクルを進める資源化の施策があるから、こういう施設が出来てきたというのではないということをご理解いただきたいということなのです。

ただ、今後もし他にも民間でこういう施設があったら、市の施策のなかでご利用させていただく事は十分あり得るということなのです。

ですので、今、産業廃棄物と稼働している所にたまたま一般廃棄物処理施設として稼働していこうという事務手続き上の申請が出てきた。

そういう事で、どうしても重なってしまうのですけれど、この審議会をお願いしているのは、その場所が適切かどうかというご審議をいただくという事です。ただ、施策上、イコールでないということをご理解いただきたい。

今後の市のごみ施策を進めていく中で十分連携した稼働があるが、全く一緒ではないという事です。

## 委員

ですから、それだったらこの部分をはずして下さいといっている。

## 事務局

こちらの議案書は、県の方から付議を受けて今回の審議会が開催される、その際の付議書の内容でございますので、市が独自で作成というよりは県から送付していただきました付議書をもとにですので、そちらの方にこういった追加処理を計画していると、以下の文章がございましたので、それを引用添付させていただいているというのが実情でございます。

近畿環境サービス株式会社が思いを書いていたものを、県の方が付議して、名張市の議案書。それと、県の立場と名張市の立場が違う部分がありますので、そちらの形のなかの表現の違いということをご理解いただきたいと思います。

## 議長

委員の質問、この一般廃棄物を処理するのがあるから、県の方から都市計画審議会にかけなさいと。

## 委員

処理施設の位置が妥当である事を都市計画審議会で決めるわけですから、例えばどうしても気になる事は、付帯事項のなかで精査していただくという方法もあると思うのです。

審議する内容と、希望する事は別にするべきですし希望する内容で、これからの何かが

起きた時の対応に対して適宜すぐ出来るようなそういう状態をしていくとか、そういう付帯事項を付けることも考えられます。

#### 委員

付帯との関係で言いますと、最後に普通肥料として販売するとなっておりますが、なぜ産業廃棄物が気になったかという、公共下水道の部分が入っています。現在は桔梗が丘や鴻之台、旧町等、まだ工業地帯が公共下水道のなかに入っていない。ですから、汚泥についてはそんなに重金属等は入っていないと思うが、今度、蔵持や三ツ池等が入る段階で重金属が含まれてくる。普通肥料指定の重金属等に係る基準というのがあるが、その基準にはなかなかひっかからない、けども重金属というのは、どんどん積み重ねられて、溜まってくる可能性がある。これは一般廃棄物と違うが、一緒になって売わけです。そのへの管理はきちっと出来るようにする等、出来るだけ大きな事業所や危険物を取り扱っているところについては監視してもらおうとか、そういう事を含めた体制をしていただきたい。こういうふうをお願いしたいなと思います。

#### 事務局

少し所管が違うのですが、公共下水道のことで少しご説明をさせていただきたいと思えます。

公共下水道につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、まず工業団地等にある工場排水を引き受けるのかどうかというのが問題として一つあります。そういった排水を引き受ける時には、名張市の公共下水道条例にありますように除外施設と申しまして、数十項目にも及ぶ有害なものを除去した上で、公共下水道に接続しなければならないということが決まっております。これは先ほどおっしゃっていただいたような金属類の他、砒素・カドミニウム・PCBというものから、温度・PH等についてまで細かな規定を設けておりまして、基本的には流入のところで、一旦、公共下水道のところで担保してあります。

もう一つは、放流水質・汚泥についても、これは公共下水道事業者として定められた検査をしているということで、通常汚泥につきましては年1回なのですけれども、名張市の場合には四季の変化によって水質の変化があるかもしれないということで年に4回検査をしているということで、公共下水道については基準値以下ということをして産業廃棄物の処理を委託しているという事になっています。

#### 委員

今回、この一般廃棄物を諮るのではなくて、公平性から言えば、住民側から見れば、やはり一般廃棄物を今の環境クリーンセンターでやるとか民間のA社、B社、C社という形でやって、そして色々な分析のなかで、今の近畿環境サービス株式会社というところを色々な条件の中から決めて、位置を決めるというのが住民側からすれば一番見える線です。

位置はここで、近畿環境サービス株式会社という限定のなかで決めていっておられるので、私は近畿環境サービス株式会社との契約はどうなっているのかと伺っている。普通私たちは契約をする時に内容を決めずに位置を決めるというのは常識的に考えられない。

いくつかの業者を比較してベストなところを選ぶのが普通だと思うが、一応今日は、位置を決めるということで、先ほどの問題点は述べておられますし、委員も言っておられる形で、産業廃棄物処理施設が出来ているのに、一般廃棄物処理施設が出来ないというのは、おかしいという事になりますから、先ほどの付帯事項も入れながら、今回の議事決定をまとめていただけたらいいかと思えます。

## 委員

今日は、位置の決定だけの議論にしてもらいたいと思います。意見は言っているのですが、それは市のほうに伝わっていると思うので、しっかりと対応してほしい。土捨て場のほうに青少年の施設等作る計画があるが、こういう施設は街中に出来たほうが、市民が見れる方が、向こうもプレッシャーが掛かるわけですので、やはり逆にそういった施設が出来たら、子供たちも環境教育等一緒にやってもらおうとか、肥料で芝生をしてもらおうとか、色んな部分が出てくるので、それはそれでこういった施設については、山奥に作るのではなくて、本来は市民がいつでも行けるような部分を持って、しっかりと管理をしていただき、それを市が見ていく、それでいいと思いますので、位置の決定につきましては産業廃棄物処理施設も決まっていますので、多分「NO」とは言えないと思いますので、そのへんの議論をしていただいて終わっていただきたい。

## 委員

文章上の表現の問題ですけども。この文章に「廃棄物処理法」とありますが、正式名称は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」というのが、正式名称。

一番始めに、正式な法律の名称を書かれて、略「」というふうにして書かれた方がいいと思います。

## 事務局

ご指摘の通り、県の方から付議書という形で送らせていただきました、それを大きく変えることについては、やはり本文を変えることになってしまいますので、一応、通る部分について修正は最小限にさせていただきましたので、今のご意見拝聴させていただきまして、今後に活かしたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

## 議長

色んな意見を出ささせていただきましたが、今日の審議の内容このへんで議案第1号の賛否についてお諮りをしていただいてよろしいですか。

議案第1号、その他の処理施設（一般廃棄物処理施設（堆肥化施設））の敷地の位置について、賛成の方挙手でお願いします。

全員の挙手をいただきましたので、本案は適当と認め、原案どおり可決致します。

以上をもちまして、本日提案されました議案は議了致しました。

続きまして、報告事項としてこれまで皆様方にご足労おかけいたしました都市マスタープランの改定について、事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、お時間をいただきまして、本年度作業を進めて参りました、名張市都市マスタープランの改定につきまして、ご説明をさせていただきます。

名張市都市マスタープランの改定につきましては、昨年6月30日に開催を頂きました第35回都市計画審議会で、審議会のご意見を賜りたく、依頼をさせていただきました。

これを受けて、審議会では名張市都市マスタープラン改定に関するご意見を取りまとめいただく小委員会を設置頂き、合計4回の委員会を開催して頂きました。8月4日には、委員会から中間報告をいただき、これを受けて事務局で素案を作成し、9月8日の第36回都市計画審議会、9月25日からのパブリックコメントや住民説明会で、皆様のご意見を伺って参りました。

その後、意見への対応を11月20日に委員会に報告し、同日委員会としての最終報告をいただいたところです。

本日はそれらのご意見を踏まえて、策定いたしました名張市都市マスタープラン（案）につきまして、ご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

では、内容や今後のスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

## 事務局

名張市都市マスタープラン（案）につきまして、説明をさせていただきます。本日、沢山の資料をお配りもさせていただいております。

それで、時間の関係もありまして、私共のこれからさせて頂く説明はパブリックコメントの意見募集結果と名張市都市マスタープラン（案）とこの二つを用いて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の変更といえますのは、9月8日に第36回都市計画審議会でもいただいたご意見を含めてそれ以降いただいたご意見につきまして、私共として、受け止めたこと、修正をしたこと、あるいは参考意見として、お聞きさせていただいた事ということで、取りまとめしております。パブリックコメント意見募集結果のところまで5ページまでにつきましては、市民の皆様からいただいたご意見です。

実は、今回パブリックコメント実施をさせていただいたのですけれども、パブリックコメントの制度に載ったご意見というのは、1件もいただいておりません。ただ、14地域で住民説明会を開催させていただいて、そちらの方でいただいたご意見につきましては、このパブリックコメントの意見として取り扱うということにさせていただいております。

それで、6ページ以降につきましては、パブリックコメント以外による意見結果ということで、ここでは9月8日の都市計画審議会あるいは、11月20日の都市マスタープラン改定検討委員会あるいは、これは都市計画独特の手続きではあるのですけれども、広域調整といまして、お隣の伊賀市、津市、伊賀建設事務所と三重県、ということとの意見調整というのを行っております。そういったことについて、いただいたご意見への対応ということで、整理をさせていただきます。そうしましたら、まずはパブリックコメントの意見募集結果の1ページのところからご説明させて頂きたいと思うのですけれども、まずご意見として頂いたなかで、修正をさせていただいたのが一箇所でございます。

1ページの1番目のところ、農業用水路で雨水や排水を処理しているが、農業用水路は下流に行くほど細くなっていて、雨が降れば下流で詰まってしまって浸水等が発生しているという、これは、名張市が雨水排水という点で十分な都市施設として整備が出来ていない、で、一方で農業用水路、築瀬水路もそうですし、三ヶ村水路といった農業用水路を使って雨水排水をしているという事、そこに無理があるという事で、このマスタープランの中ではきちっとそういう雨水対策ということについても記載しておくべき、というご意見をいただきました。

このことにつきましては、右側の回答のところでも書かせていただいておりますけれども、47ページの防災というところ、市民の方からいただいたご意見を反映させていただいて、5 防災の「 災害に強いまちづくりの推進」という項目の三つ目のところからです。「・市街地や集落内の雨水を適切に排除するため、雨水排水路の整備や適切な維持管理に取り組みます。」ということで、その方針について付け加えさせていただいたところでございます。

同じく2ページの下の方ですが、これは名張地域の活性化といえますか、その事についての、都市計画としてのご意見をいただいております。

今、中心市街地が、ご意見としては、希中央、鴻之台に新しく移り変わって、名張地区のにぎわいが衰えてきているのではないかと、ということ。

そういったことについて都市マスタープランのなかでどのように考えているのかという事でご意見をいただいているわけなのですが、このことにつきまして、この都市マスター

プランのなかで、重点的に記載をさせて頂いているところをごさいますて、名張地区について19ページから21ページのところまで、「にぎわい創出エリア」「まちなみ創出エリア」「くらし創出エリア」という事で、三つのカテゴリーに考え方を分けてそれぞれ整備をしていくということでこのマスタープランでは重点的に記載をさせて頂いてあるところをごさいます。というところでご説明をさせて頂きました。

2ページの三つについては、国道368号線あるいは桜井市までのバイパスの中での165号線の強化、三つ目が赤目四十八滝等へのアクセス、このことそれぞれについて繋がる道路についてご意見をいただきました。

国道368号につきましては、既に4車線化に事業着手をしていただいているというなかでございますて、このことについて名張市としては、道路としては165号、368号というのが一番大きな広域交通軸と捉えまして、それから通じる名阪国道までを含めて、機能的には名張市の全ての活動を担う大きな軸、そういう事で捉えております。

そのことについては、この〔既記載〕というところに書かせていただきましたが、市民の生活、産業活動、物流、医療、災害対策、観光交流、これら全ての市民活動、あるいは産業活動がこの二つの路線に頼ることが大きいということから、それぞれのところで、記載をさせて頂いたところをごさいます。

続きまして3ページです。1番の上のところは土地利用についてのご意見がございました。名張市の開発住宅地等では、住宅利用地ということではなかなか商業施設が建てにくいというような土地利用規制が掛かっている場合がございます。

これからは段々高齢化が進んでくるなかで、移動手段、移動をしていく、車であったり、他でもそうなのですが、そういう事がなかなかしにくくなっていく、出来なくなった時に、身近で色々なことが出来るような土地利用としてはどうか、という事でご意見をいただきました。

このことについても拠点の整備というところで、記載させて頂いてありますように、このマスタープランのなかではそれぞれを拠点に、単一の機能ということではなくて、その拠点の成熟度、住宅地であると住宅地の成熟度というのですが、ある一定成熟してきた中ではそこで日常生活が賄えるような、そういうふうな拠点の形成を図るということを目指してございますて、土地利用につきましてもそうした方向で、制度を作っていくという事で検討をしていくという方針を取らせて頂いているという事をごさいます。

その下、上位計画と総合計画と都市マスタープランの計画期間が違うということについては、都市計画というのが長い期間を要するものという事からすると、どうしても、総合計画よりも先に向けての計画になっていきますという事、それと、とは言いましても総合計画が上位計画でございますので総合計画のなかで、都市計画に関わる部分の方針に変更があるといったことがあれば、当然、都市マスタープランについても見直しを行うということで、ご説明をさせて頂いたところをごさいます。

その次、二つの方針のなかで「まとまりのある市街地と集落の整備」で、集落の整備をどのような形で考えているのかということなのですが、このことについては先ほど申し上げたように、名張の都市構造というのは今現在でも相応しい言葉かどうか分かりませんが、分散型、散らばっている状態であります。

ですので、このマスタープランでは、散らばったそれぞれの地域である一定の集約を図るものの、それぞれの地域を充実させることによって発展をしていく、それともう一つは、それぞれの地域で全ての需要に対して応えていけるわけではございませんので、その部分については、道路だけには限らないわけなのですけれども、道路や交通あるいは、その他のものを整備することでお互いに補完するという事、そういう事の中で集落について維持発展を目指してございますというふうな答えとしてございます。

次の3ページから4ページにかかっているところですが、生活文化拠点という考え方を

しているなか、50ha以上の住宅地ということで、記載をさせていただいてあるのですが、そのところで都市型と近郊型という大きな構造といいますか、デザインとして分類をさせていただいております。

住民の方々からすれば、それぞれの長所を取り入れたまちづくりを目指していくという事なので、そのところについては、住民の方々に任せて頂いてほしいというお話をいただいております。

このことについても、これは住民説明会でいただいたご意見ですので、その場でもお返しをさせていただいたのですが、当然、それぞれの地域がどのような将来像を描いてそれに向けてまちづくりをしていくのかということで、まずはお住まいの方々に決めていただくということですので、そういうふうな事をしていただくうえでの考え方として、こういう二つのカテゴリーのものを参考にさせていただけたらということで、ご説明をさせていただいたところです。

その次ですが、いま現在、集落居住拠点のところですが、これにつきましても、名張は新たに開発されてきたということもございまして、公共公益施設、あるいは公民館であったり、学校であったりというそういうものが、分布からみて一番効率の良いところには無い。

そういうことからすると、今ここにあるから、そこが拠点という言い方はおかしいのではないかと、というご意見をいただきました。

公民館がある場所を、拠点の位置としている場所もございまして、場合によっては駅を中心として見ているところもございまして。

ですので、現在の土地利用であったり、人の張付き方、人の住まいの張付き方等をみながら、ある一方で社会資本整備のされ方のそういったことを含めて、拠点を今は設定をさせていただいて基本的にはそういう拠点を中心にまちづくりといいますか、開発も含めてなのですが、そういうふうな方向でいくということで、出しておりますというような説明をさせていただきました。

次に、「都市マスタープランは、一般的に市民には理解しにくい計画」といことで、これはいずれにしても、都市マスタープラン以外に例えば法的な制限が掛かるような都市計画の措置をするときには、丁寧に説明をしてほしいというご意見をいただいております。このことにつきましては、このどちらもそうなのですが、今回でいいますのは、個別の都市計画の計画を計画しているわけではなくて、個別の都市計画の方針、全体としての考え方をまとめたものということですので、当然土地利用、道路、それぞれの方々に計画が立ったときには説明を十分にさせていただきましますということで、ご説明をさせていただいております。

そして、公共下水道についてのご意見をいただきました。

箕曲地区が南部処理区として20年先の計画になっていることについてのご意見だったのですが、基本的には公共下水道については名張市下水道整備マスタープランに基づいて進めているということ、それまでに長期間かかる事については個別の合併浄化槽等により適切な汚水処理を進めていただくということで、ご理解を得ていたところでございます。

6ページからは、これは先ほどから申し上げましたように伊賀市、津市からは、特にご意見ございませんでした。伊賀建設事務所からもご意見がございませんでしたので、ここに挙げさせていただいている意見というのは、第36回都市計画審議会、改定検討委員会と三重県からいただいたご意見に対する対応ということになります。

一つ目のところ、「これからの都市のビジョン」、今回も表紙に書かせていただいている、「このまちが私のふるさと なばり 豊かな自然とくらしが織りなす 美しいまち 美しいにつなぐこのまちが 私たち共有の財産です」これは、もともとは「このまちが私のふるさと なばり にぎわいも くらしも きずなも とわに久しく 美しく 住み続けた

いこのまちが「私たち共有の財産です」となっていました。このことについては、小委員会の方でも、初回からなかなかイメージとしてあまり、現在の名張市を引き続き維持していきたいとか。そういうふうな雰囲気として聞こえてしまう、明るいことがこの言葉から読んで取れない。一方で多様な居住、色んなライフスタイルを選んで頂くとか連携を強化するとか美しい都市だというのはわかるのですが、その事を表現するフレーズとして、少し明るさに欠けるということで、ご意見をいただきました。そういう事もあって今回こういうふうなフレーズということに変えさせていただいたところでございます。

その次のところ、これは三重県の方の特に福祉の部門からいただいたご意見としまして、ここに書かせていただいている色んな図面があります。色使いも含めて。ページ数26・36・37・42というふうに書かせていただいているのですけれど、そこでの表記が色の判別に特徴がある方、あるいは白内障の方から見ると判別しにくい色使いだということがございまして、このことについては、色そのものを変えられないところ、土地利用の方針であったりというところで、いろんな形で判別しやすいように変更させていただいたところ です。

7ページのところの二つ目で、先ほども地域説明会であったのですけれども、9月8日の都市計画審議会でも、道路の整備ということにご意見が多いという事でございます。それで、そのなかでいったい、その道路をどういう目的で作る、道路が出来た時には、どういうふうな使い方をする、何のための道路だということ、もう少し説明したほうがわかりやすいのではないかとということをご意見としていただきました。

今回のプランの中では32ページから33ページですけれども、それぞれ都市交通軸、広域交通軸、市内交通軸、というのがあるので、それぞれの道路が何を担っていくのかということ、そのことが出来ることで、例えば交流に寄与することであったり、災害対応であったり、あるいは混雑の解消であったり、先ほど165号、368号というのは名張市の骨格的な道路というふうに言わせていただきましたけど、それでは他の道路がいったい何を担っていくのか、何を目指していくのか、ということはこの分につきましては、2ページに追加をさせていただいて整理をさせていただいたところでございます。

その次でございます、施設整備の方針というところで、これは河川の記載について、少し変更をさせていただきました。

もともと河川というところにつきましては、公園緑地および河川という事で、自然環境や景観に配慮した河川整備、もちろん防災上の観点を踏まえながら、そういう観点で記載させていただいたのですけれども。

先ほどの住民説明会の中で、雨水排水路の話をしささせていただきましたけども、内水対策としましては、その雨水排水路と河川というのは一体的に捉えることでございまして、改めてこの防災というところに名張川をはじめ主要河川の改修や砂防の推進というふうなことで追加をさせていただきました。ですので、河川については公園緑地及び河川というところの表記を残したままで、先ほどの雨水排水路の整備のところにも河川についても記述をさせていただいたところでございます。

次ですが、防災についてですが、これも県の防災担当の部署の方からご意見をいただいております。これは、防災対策として特に今日避難途中で被災するといった事例が多いというようなこと、あるいは、要援護者施設によって被災例が多いということ、そういうことについて都市計画として取組むべき事についても記載すべきではないのかということでご意見をいただきました。

避難途中の被災を防ぐということについては基本的には、防災計画というところで整理をしていくべき事という事ではあるかと思うのですが、ただし、まちづくりの中で特にやっている所あるいは、道路が細いというところについては、都市計画上の対応できる部分でございますので、そういうことについて、同じく47ページのところ「災害に強いま

ちづくりの推進」というところで、災害時における避難を円滑にするため避難路やオープンスペースの確保に取り組みます。ということで、方針を記載させていただいたところでございます。

それで一番最後のところのご意見なのですけれども、これは、このプラン全体として行政が責任をもって担う部分、それと市民の方が主体となって担って頂く部分、それと市民の方々と行政が協働して進める部分、そういうふうなきちんとした分類をするという事のほうがより市民の方々にわかっていただきやすい計画になるのではないかというご意見をいただきました。

分類につきましては、ここにも記載をさせていただいてありますように、参考にさせていただきました。理由については、今まちづくり組織のなかで地域ビジョンが策定されている状況で、この都市マスタープランの策定段階、策定過程において、そうした意味での市民の方々との協働でこのプランは作り上げてきたものではないということがございます。この事からしますと、今この時点でその市民の方々に何を担っていただくかあるいは協働でこういう事をしていくということについては、これから先に、提案をさせていただいて、調整をさせていただいて、整理をさせていただくこと、というふうに思っています。このマスタープランの中では最後に「実現に向けて」の記載としては、56ページの協働の分野の〔市の役割〕というふうに書かせて頂いたなかで、それぞれのところに分野としては、こういう分野があります、市民の方々の参画を図っていくべき分野、市民の方も協働作業を図っていく分野、その次として市民が主体となって取り組んでいくべき分野、としながら、一旦はそこでの市の役割だけを記載させていただいております。これから後のことについては、当然まちづくり組織とお話し合いを重ねながら、どういうふうな役割分担をしていくのかということについては議論を進めたいということでございますので、こういったご意見はいただいているのですが、今回のプランのなかでは、今のところは反映をさせていただけない段階であるということで、考えております。

本当に雑駁な説明で申し訳なかったのですけれども、以上が9月8日以降、素案から案に変える段階でいただいたご意見での対応ということでご説明をさせていただきました。

ここからの分と致しましては、見て頂いた通りデザインを少し変えておりますのと、あと、マスタープランの中では、第3部の資料の63ページから始まる場所ですが、都市マスタープランの改定経過を追加させていただいたということと、82ページ以降、この中で都市計画で使っている特別な言葉を用語集というふうにしてございます。この言葉については、その言葉が出てきたページにも同じように解説は付けていますが、巻末にも付けさせて頂いたという事。それと、マスタープラン（案）を作っていくにあたって参考にしました色んな数値等取りまとめました都市マスタープラン資料編というのを、送付をさせていただきました。それと、後もうひとつは、このマスタープランかなりページ数も多いという事もあって、中に書き込んである項目少し細かい字となって見にくいのですが、概要という形で集めたものということで、付けさせていただいております。

一番最後に付けさせていただきましたのが11月20日に小委員会から頂いた最終報告ということで、こういったご意見として最終的に方向をいただきましたということで付けさせていただきました。

この中身についてのご説明は以上なのですが、これから先の予定といたしますと私ども今考えていますのは、2月2日に産業建設委員会が予定されているのですけれども、そちらのほうに報告をさせて頂いて、最終的には三重県に対して、名張市としてこういう都市マスタープランを策定いたしました、三重県からいただいたご意見に対しての対応はこのようにしますということで、通知をさせていただいて一旦都市マスタープランの改定作業は終了して次年度以降この都市マスタープランに沿った個別の計画に着手をさせて頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

## 議長

いただいたご意見を盛り込めるところは、全部盛り込んでいただいたと思いますが、これについて只今の説明に対してご質問があれば、これが最終的な案ということで決定になります。

## 委員

委員長のほうから「親しい」というのをキーワードでいただいているのですが、そういう「親しみ」でいくと、27ページの「まちの俯瞰イメージ」というこの漢字が読みづらい。もっと親しみのある読みやすい文字にすれば良かったと思っていることが一点と、34ページ前回会長も言っていただきましたけれど、道路問題ですね。

パブリックコメントもよく出ていましたが、この名張が20年後こんな道路網になっているだろうという事に対して、意味合いが深すぎて、皆さんにわかってもらえないのではないかというのが、私の反省の言葉です。

## 事務局

この27ページの「俯瞰」という言葉ですが、同じような言葉で「鳥瞰」という言葉がありまして、鳥からみた風景ということで、基本的には同じように使われております。私も、どちらが一般的な言葉なのかという事で、建築の完成予想図は「鳥瞰図」という言い方をします。

但し、どちらが一般的なのかは、我々庁内でもなかなか結論が出ませんでしたので、どう違うのか調べてみたところ、「鳥瞰」はただ上から見るという事だけではなく、大局的に見るという意味としてもある事で、今回の場合は、そういった意味を含みませんので風景として上から見たという捉え方ということで、なかなか読みにくい言葉かとは存じますが、見ていただいた時に「俯瞰イメージ」というのは実際にイメージ図を記載させていただいていますので、そういうことでご理解をいただきたいなというふうに思います。

37ページの道路網のことですが、これもご意見をいただいていますなかで、道路が目指すものということで、今回32・33ページのところを追加させていただいているのですけれど、一番ご意見として多かったのは、地域もそうですし、他の機会でもそうですけれど、一つは名阪国道へのアクセスである、368号の整備。もう一つは同じ名阪国道へのアクセスも含めて、名張の南西側からのアクセスの改善という事があります。それともう一方が奈良県側では、バイパス的な工事がされてきている、それと165号線とのドッキングによってもう少し円滑にいくのではないかとということで、方向としては、このなかにも中和幹線に向けての165号の機能強化の要望というのを書かせていただいていますし、この文章としては、隣接する他府県との交流というか、これは具体的に言いますと、165号南側からのアクセスであったり、あるいはそれ以外のところ368号165号とのまた別のルートの事として書かせていただいているのですけれども、これを更に詳しくという事になりますと、先ほど色々な事もありましたけれども、一旦は、これの話だけでは収まらないところもございまして、当然三重県との協議ということもありますし、三重県との整合というお話しもさせていただいた中で、ここに書いてもそれがうまくなかなか出来ないということもあります。ですので、今回はそういった具体の路線を書くのではなくて、名張は少なくとも西側を重視していますということについては、文章として書き込んでしかも広域道路構想としては、こういって、津・伊勢方面あるいは伊賀圏域だけを見ているのだけではなくて、名張市の道路交通網は近畿圏に向けても強化ということについても、この計画のなかではきちっと位置づけていますというところの位置付けまでというところにさせていただきました。そこのところは、今回もなかなか調整は出来ないということもございまして、名張市の向かっている方向がその方向であるということ、

ここに記載してあるということでご理解をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長

「俯瞰」か「鳥瞰」か、どちらの方がいいのか。

委員

一般的によく使うのは「俯瞰」です。単に眺めて「物事を俯瞰する」という言い方もありますので、そういう意味では「俯瞰」のほうが一般用語に近い。ただ、敢えて「俯瞰」「鳥瞰」使わなくても、単なる「全体のまちのすがた」で十分かなという気もしないではございません。

事務局

今、委員からもそれぞれの視点でご意見をいただいたのですが、特に拘るわけではないのですが、事務局としては、「俯瞰」ということで使わせていただきたいというふうに思いますけど、よろしくお願いします。

議長

34ページ、広域道路網構想、近畿圏との接続という意味で、こんなところですかね。目指す方向として。後はこれから出来るか出来ないかの具体の話になりますけれど。

だいぶ意見が出尽くした、最終的な意見に対する対応ということです。今の件は報告ですので、これで最終的に議会を経て県に出します。一番は利用をどうしていくかが大事ですので、行政当局よろしくお願いします。

時間もずいぶん経過いたしました。長時間に渡りまして終始ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。